

ワーキング・グループ規約

本規約は、「空飛ぶクルマ」による医師搬送システム検討コンソーシアム規約第8条に基づき、ワーキング・グループ参加手続き等にかかる要領および参加者間の責任その他を定めるものである。

(ワーキング・グループの構成)

第1条 ワーキング・グループは別紙1の4グループとするが、必要により新しいワーキング・グループを追加することができる

(ワーキング・グループのリーダー)

第2条

ワーキング・グループは、当該グループの構成員からリーダーを定める。当該リーダーは、文書のとりまとめ、コンソーシアム事務局（以下、単に「事務局」という。）との連絡等、ワーキング・グループとしての検討活動の取りまとめを行うものとする。

(秘密の保持)

第3条

グループメンバーは、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を、本コンソーシアム事業以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合はこの限りではない。

(検討活動経費の負担)

第4条 グループメンバーは、本検討活動の実施に必要な経費をそれぞれが負担するものとする。

(検討活動成果報告書の作成)

第5条 グループメンバーは、本検討活動の実施期間中に得られた成果について、検討成果報告書を作成し、少なくとも半期毎に事務局に提出する。

(コンソーシアム総会)

第6条 各ワーキング・グループは、コンソーシアム総会において活動の概要を報告しなければならない。

(ワーキング・グループへの参加要件及び手続き)

第7条 ワーキング・グループの新たな設置又は既ワーキング・グループへの参加の要件、手続き等は別途定めるところによる。

(ワーキング・グループからの脱退)

第8条 グループメンバーは、事務局に脱退の旨を書面により通知することでグループから

任意に脱退することができる。

(事務局)

第9条 事務局は、本規約に記載された条項に加え主に次を行う。

- (1) ワーキング・グループに関する情報等の維持・管理（メンバーリスト、代表者名、検討活動のテーマ）、等。
- (2) 申請書等の管理。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、推進委員会で協議の上定めるものとする。

- 別添：1 各ワーキング・グループの検討内容
2 検討活動成果報告書

「空飛ぶクルマ」による医師搬送システム検討コンソーシアム
各ワーキング・グループの検討内容

(◎はリーダー)

- 1、 医療効果検討 WG (◎日本医科大学、慶應義塾大学、全日本航空事業連合会、他)
期待できる医療効果を検討する。
 - ・提供できる医療の内容、範囲、時間等
 - ・運航形態の CONOPS 確認
 - ・必要とされる基本性能 (航続距離、速度、ペイロード、離着陸高度等)
 - ・運用様式限界 (夜間飛行等)
 - ・需要予測

- 2、 ヒューマン・インターフェイス WG (◎宇宙航空研究開発機構、全日本航空事業連合会、他)
安易で安全な操縦性のための、ヒューマン・インターフェイスを検討する。
 - ・検討の前提条件 (通常操作、緊急操作)
 - ・自動操縦システムの機能・性能
 - ・表示システム (計器) の機能・性能
 - ・操縦資格への考慮

- 3、 飛行環境・インフラ整備WG (◎慶應義塾大学、東京都立大学、全日本航空事業連合会、他)
離着陸環境、空域管理 (ヘリコプターやドローンの回避) 等安全確保のための条件と必要となる制度のありかたについて検討する。
 - ・離着陸場の広さ、制限表面
 - ・ダウンウォッシュ、騒音の影響
 - ・使用する空域
 - ・UTMとの関係

- 4、 運用体制WG (◎全日本航空事業連合会、慶應義塾大学、他)
事業の体制や操縦・整備のありかたを検討する。
 - ・事業の形態
 - ・操縦士、整備士の養成方法
 - ・運航整備および工場整備のありかた
 - ・運航管理、第三者の安全確保および付保

検討成果報告書

No. _____

年 月 日 ○○ワーキング・グループ

1. テーマ 名称	
2. 参加機関 (リーダーに ○) 及び役割 分担	住所、機関名、部署名、リーダー名、TEL、開示範囲（管理者を決めて記載）などの欄を適宜設ける。
3. 検討期間	
4. 当初目的・内容・成果	(1) 当初目的 (2) 検討内容 (3) 成果
備考	

必要に応じ適宜別紙作成下さい。